

富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務（以下「本業務」という。）の委託先を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務委託
- (2) 業務内容
別紙1「富山県食品安全総合ウェブサイト構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 予算額（業務委託費の上限）
金1,540,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。
（上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではない。）

3 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 質問書 提出期限 | 令和8年8月17日（月）午後5時【必着】 |
| (2) 参加申込書 提出期限 | 8月21日（金）午後5時【必着】 |
| (3) 企画提案書等 提出期限 | 8月28日（金）午後5時【必着】 |
| (4) 審査結果の通知・契約候補者の決定 | 9月中旬（予定） |
| (5) 契約締結 | 9月中旬（予定） |

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 富山県との打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- (2) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号

に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者